

R 6 議会報告と町民との意見交換会

総括報告書（案）



令和7年5月
芽室町議会

目 次

■ 団体等との意見交換会		3
■ 議会報告会の総括		9
■ 高校との意見交換会（芽室高校）		11
■ 高校との連携協定事業（白樺学園高等学校）		12

開 催 内 訳

	団 体 名 等	開 催 日	開催場所／手法	参加数
1	芽室町手をつなぐ育成会 どんぐり会 (厚生文教常任委員会)	10 月 17 日 (木)	議員控コーナー (役場庁舎 3 階)	11 名
2	芽室町商工会役員 (総務経済常任委員会)	11 月 6 日 (水)	めむろ駅前 プラザ 3 階 商工会会議室	9 名
3	十勝子どもとフッ素を考える 会 (厚生文教常任委員会)	12 月 19 日 (木)	めむろ駅前 プラザ 3 階 レファレンス	9 名
4	芽室高校 新聞局・生徒会	12 月 19 日 (木)	芽室高校	9 名
5	白樺学園高校 (3 年生) (1 年生)	11 月 25 日 (月) 11 月 27. 28. 29 日	白樺高校	119 名
		2 月 3. 6. 18 日	議 場 (役場庁舎 3 階)	140 名
6	議会報告会	2 月 15 日 (土)	めむろ駅前 プラザ 2 階 セミナーホール	83 名
				380 名

■団体との意見交換会（厚生文教常任委員会）

1 芽室町手をつなぐ育成会どんぐり会

●日 時：令和6年10月17日（木）18:30～20:00
●会 場：芽室町役場3階 議員控コーナー
●出席数：11名
●議 員：厚生文教常任委員会委員
●意見交換会テーマ：障がいを持たれる方の生きづらさについて



テーマ	意見交換内容	議会の対応
先進地事務調査報告について	・誰一人取り残さない防災対策について、取り組んでくれたことに嬉しく思う。 ・（避難訓練について）生活のルーティーンが決まっており、予定にないことを実施することに困難がある。普段通所する場所なら、職員もいて可能かもしれない。 ・障がい者に限らず高齢者でも避難所に行けない人がいるのではないか。また、避難所に指定されている総体の改修時に災害が起きた時はどうなるのか懸念される。	避難訓練については困難があることも理解できる。健康福祉課として、参加の呼びかけを継続していくことを確認した。
障がいを持たれる方の生きづらさについて	・高齢社会福祉制度に移行する65歳以前に、日常の生活支援を受けることができる知的障害者向けの施設の拡充を望む。 ・最終的な目的は、芽室町内に「終の棲家」を得ること。	・グループホーム拡充について - 障がい者福祉計画において、将来のグループホーム

	・生活能力が低下した知的障害者の多くが、町外で生活の場を確保しなければならない現状である。 ・既存の施設に新たな機能を加えるなど、財政面を考慮した場合現実的であるが、空き施設の活用など町でも進めてほしい。 ・福祉人材の確保策 ・グループホーム拡充の計画の際には、日中サービス支援型を検討して頂きたい。 ・経済面の管理が自分で出来ないため何らかの制度が必要。 ・子ども個別支援計画で小中から救い上げてもらい素晴らしい取組に感謝している。	のニーズを 70 人と見込んでいる。今後も、皆さんの声を伺い、建設を検討いただける民間にお伝えしていきたい。 ・日中サービス支援型の制度検討について 日中サービス支援型の制度とは異なるが、「基幹相談支援センター」を令和 7 年 4 月 1 日に開設する予定である。ライフステージに応じた支援のスムーズな移行を目指しており、相談支援の充実を図っていく。 ・福祉人材の確保策について 高齢者支援課において介護人材の育成を推進している。福祉サービスにおける人材確保についても、高齢者支援課と連携し取組を進めていく。 ・経済面の管理について 成年後見人制度、社会福祉協議会の日常生活自立支援についての情報提供に努めていく。 ・子ども個別支援
--	--	--

		計画について 子どもたちの特性を生かして次に繋げていくことは重要と考えている。(めむたち)
その他	・ 50 周年を迎え会員の高齢化が進むが、若い人が入って来ない。小さなグループは存在するが情報共有が必要。	



芽室町商工会役員

●日 時：令和6年11月6日（水）16:00～17:30
●会 場：めむろ駅前プラザ3階 商工会会議室
●出席数：9名
●議 員：総務経済常任委員会委員
●意見交換会テーマ：まちなか再生ビジョンについて

テーマ	意見交換内容	対応
先進地事務調査報告	・視察した自治体の共通点として「中心市街地活性化は観光客よりも住民のための取組」と説明があったが同感である。 ・本町も町民が訪れる中心市街地、まちづくりに取り組んでほしい。	
中心市街地の現状と課題	・33店舗が閉店閉鎖し、シャッターを下ろした状態が目立つ。 ・人通りが少なく活気がない。 ・オンラインショッピングが普及し、店舗を訪れる機会が減少している。	
まちなか再生ビジョンの具体的な取組と課題	・起業支援に特化した取組は充実している。 ・既存店舗や事業者へのサポートが手薄であると感じている。 ・「まちなか再生ビジョン」について、町と商工会役員の間で認識や取組に対するギャップが生じている。 ・進捗状況についての説明が不十分である。	
中心市街地活性化に向けた今後の展望	・新規事業者と既存事業者をつなぐ交流や連携の機会を創出する。 ・町は商工会と連携を強化し、商業者の意見を反映した事業展開を実施する。	
議会への要望と商工会の取組	・町の取組と住民の思いの差を埋めるために、議会が積極的に支援策を検討すること。 ・町が町内の業者を優先的に利用する仕組みを構築するよう要望があった。	地元事業者支援を目的とした仕組みについては、まず現状の把握を行っていく。



3 十勝子どもとフッ素を考える会

●日 時：令和6年12月19日（木）18:30～20:00
●会 場：めむろ駅前プラザ3階 レファレンス
●出席数：9名
●議 員：厚生文教常任委員会委員
●意見交換会テーマ：小学校でのフッ化物洗口事業について

テーマ	意見交換内容	対応
小学校でのフッ化物洗口事業について	<教育委員会への談話会（11月1、29日実施）報告について> ・4月からの導入を見送りしてほしい。 ・フッ化物洗口事業を行うとした場合、「教職員の負担」や、「その負担による子ども達への影響」について、保護者や地域住民が充分に考えることができる情報と時間を得られるようにしてほしい。	
	<参加した教職員からの意見> ・事故が起きた時の責任と精神的な負担がある ・体調が悪くなった子への対応に不安がある ・教職員への情報提供と質疑の場がほしい（保護者向け説明会では教職員は質疑出来なかった） ・風邪をひいてうがいが難しい子や抜歯で出血のある子どもなど、都度親に確認する等、対応や判断が難しい場合が想定される ・フッ化物洗口を実施するための、準備や片付け等があり10分では終わらない。同時に子ども達の見守りがあり、教職員の負担感が大きい。	

	<安全性について> ・洗口の必要性について、実施前に責任者が学校で子どもにわかるよう説明してほしい。 ・薬品の効果が不明なので実施する必要性を感じない。フッ化物洗口を実施していない学校でも、むし歯率が少ないデータも存在している。 ・教職員は薬物を扱えないため、希望者は歯科医院で個別に対応した方が良い。	
	<効果について> ・実施前に、メリットとデメリットを伝えてほしい。帯広では保護者や教職員など誰でも聞ける説明会を開いている。 ・まず薬品を使用する前に、ブラッシングや甘いものを取り過ぎない等、口腔ケアの大切さを伝えることの方が大切。歯磨きが不十分な子にフッ化物洗口をしても意味がない。	



■令和6年度「議会報告会」総括

1 事業の根拠

- (1) 芽室町議会基本条例第2条第4項（基本理念） 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。
- (2) 芽室町議会基本条例第3条第4号（議会の活動原則） 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項についての議案を議決したときは、町民に対して説明すること。
- (3) 芽室町議会基本条例第4条第2号（委員会及び委員長の活動原則） 町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。
- (4) 芽室町議会基本条例第8条第5項（町民参加及び町民との連携） 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。
- (5) 芽室町議会「議会報告と町民との意見交換会」の実施規程

2 事業目的

現在取り組んでいる議会活動を報告し、町民の提言や意見を議会活動及び議会運営に反映する。

3 実施実績

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 日 程 | 令和7年2月15日（土） |
| (2) 場 所 | めむろ駅前プラザ2階セミナーホール |
| (3) 時 間 | 13:30～16:20 |
| (4) 参加人数 | 83名 |

4 総 括

(1) 成 果

町内会等の自治活動への住民意識が低下する中、目指すべきコミュニティを考える機会となり、今後、議会においても、所管する委員会において調査・研究するきっかけとなった。

(2) 今後の方向性

今年度の議会フォーラムについては、テーマ設定、内容等、概ね参加者からも評価を得たと考える。次年度に向けては、町民にわかりやすい

議会報告のさらなる工夫、意見交換会のテーマ設定等、創意工夫を行い、議会活動の情報公開、住民参加を進めていく。



■高校生との意見交換会（芽室高校新聞局・生徒会）

●日 時：令和6年12月19日（木）15:30～16:30
●場 所：芽室高校
●出席者：9名（高校生：新聞局員・生徒会）
●議 員：7名（常任委員会各2名、議会運営委員会2名・議長）

1 テーマ

- （1）「選択的夫婦別姓について考える」
- （2）「LGBTQについて考える」

2 意見交換形式 3 グループに分かれたグループワーク

3 事業の根拠

- （1） 芽室町自治基本条例第3条第6号（議会と議員活動の原則）
- （2） 芽室町議会基本条例第2条第4項（基本理念）
- （3） 芽室町議会基本条例第8条第1項（町民参加及び町民との連携）

4 事業の目的

生徒との意見交換を通じて「地方自治の担い手意識の醸成」、「議会活動の認知度向上」、「まちづくりに関心を持ち参加する機会」とする。

5 総 括

（1）成 果 目的は概ね達成

冒頭の議会についての説明及びグループワークでの議論を通じて、テーマに対する現状認識や自身について考えるきっかけになったと考える。またそのことが「地方自治の担い手意識の醸成」、「議会活動の認知度向上」、「まちづくりに関心を持ち参加する機会」につながったものとする。

（2）課 題

実施時期、テーマ設定等、次年度向けには検討が必要。



■高校生との連携協定事業（白樺学園高等学校）

（１）３学年４クラス

- | | |
|-------|--|
| ●日 時： | 令和６年１１月１８日（基調講演）
令和６年１１月２５・２７・２８・２９日（クラス別グループワーク） |
| ●場 所： | 白樺学園高等学校 |

（３）１学年６クラス

- | | |
|-------|-------------------------------|
| ●日 時： | 令和７年２月３・６・１８日＜フィールドワーク（議場体験）＞ |
| ●場 所： | 芽室町庁舎（３階本会議場） |

授業のテーマ：「１０年後の自分と地域～自治体への参加意識～」

【目的】

白樺学園高校と芽室町議会は、人的、知的資源の交流、活用を図り、互いの活動の充実・発展に資することを目的として、包括連携協定を締結したところである。協定に則り「住民への議会活動の認知度向上」を図るとともに「若い世代の考えを政策に反映」と「まちづくりを考え・参加する機会」とすべく、事業を実施する。

【学習・体験内容】

- ３学年：基調講演（「地方自治とは」）
グループワーク（「１０年後の自分と地域～自治体への参加意識」）
- １学年：事前学習（議会体験に先立つ学習）
フィールドワーク（議会体験／一般質問及び条例制定）

学校法人白樺学園白樺学園高等学校と芽室町議会の包括連携協定書

学校法人白樺学園白樺学園高等学校（以下「甲」という。）と芽室町議会（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的な連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の人的、知的資源の交流、活用を図ることで、双方の活動の充実・発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に協力することに努める。

- （1）甲による乙の議員、職員、住民等を対象とした学習機会の提供
- （2）乙の公の施設における甲の生徒を対象とした研修機会の提供
- （3）乙が実施する事業への甲の教職員、生徒の参画
- （4）甲の教職員と乙の議員、職員等との交流、研修
- （5）その他、甲乙で合意した分野における活動

（実施条件）

第3条 前項の事項を実施する際の実施条件及び実施方法、協力の形態、事業成果の利用条件等は、甲と乙がその都度協議して決定する。

（施設の利用）

第4条 甲と乙は、連携、協力するに際し、教員、議員、職員、生徒の相互派遣及び相互受け入れ、施設等の利用について、支障のない範囲において互いに便宜を供するものとする。

（経費の負担）

第5条 連携、協力に関する経費の負担については、甲と乙がその都度協議して決定する。

（協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の満了日までに、甲と乙の双方から特に申し出がないときには、さらに1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

（補則）

第7条 この協定書に定めのない事項又は変更を要する事項が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年10月12日

甲 学校法人白樺学園
白樺学園高等学校校長 嶋 野 幸 也

乙 芽室町議会議長 広 瀬 重 雄

（原本直筆署名）

「学習・体験」の様子

3 学年



1 学年





北海道芽室町議会

082-8651

北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地

<http://www.memuro.net/gikai/gikai.htm>

e-mail g-shomu@memuro.net

tel0155-62-9731 fax0155-62-9813